

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道医療大学薬学部附属薬用植物園（以下「薬用植物園」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的等)

第2条 薬用植物園は、薬用植物を栽培し、教育および研究に資することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、北方系伝統薬物研究センター、北方系生態観察園およびその他教育・研究に必要な施設を置く。

(園長)

第3条 薬用植物園に、園長を置く。

2 園長は、薬学部教授会より推薦された教授又は准教授をもって充て、学長が委嘱する。

3 園長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 園長は、薬用植物園の管理運営に当たる。

(職員)

第4条 薬用植物園の維持管理業務を行うため、必要な職員を置くことができる。

(運営委員会)

第5条 薬用植物園の管理運営に関する重要な事項を審議するため、薬用植物園運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、薬学部教授会及び評議会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この規程は、昭和61年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。